

名張市公益活動補償制度のご案内

この制度は、市民の皆さんが安心してボランティア活動や地域活動を行えるよう、万一の事故に備えて設けられたものです。公益活動中に発生した不測の事故において、公益的な活動に携わった方が第三者に損害を与え法律上の責任を負うことになった場合（賠償責任事故）や、ケガや死亡された場合（傷害事故）に、補償金（お見舞金）をお支払いします。

◎事前の加入や登録の手続きは必要ありません。

万が一事故が発生した場合は、早急に協働のまちづくり推進室（☎ 0595-63-7484）までご連絡をお願いします。（日頃の具体的な活動内容や事故発生時の事業内容など、書類を提出していただきます。）

1. 補償の対象となる条件

次の全ての条件を満たす必要があります。

- ① 公益的な活動（※）であること
- ② 活動が継続的、計画的に行われていること
- ③ 無報酬で行っていること
（交通費・材料費などの実費支給や交通費相当の謝礼金などは無報酬とみなします）
- ④ 日本国内における活動であること

（※）公益的な活動とは

市民や社会に貢献する無償での活動のことです。

（地域活動、社会福祉活動、青少年育成活動、環境保全活動など）

2. 補償の対象となる方

次のいずれかに該当する必要があります。

- ①公益的な活動を実践されている方（例：除草作業を行う方）
 - ②公益的な活動の計画立案及び運営の指導的な立場の方（指導者）
 - ③指導者を補助する方など、公益的な活動に従事する方
 - ④公益的な活動に直接参加する方（例：地区運動会の競技参加者、まつりでの神輿の担ぎ手）
- 活動の見学者、来場者、応援者は制度の対象ではありません。

● 補償の対象は、公益的な活動を直接的に実践する「公益活動者」（上記①～④の方）です。

自助活動者（趣味活動や自分の技術を高める活動をされている方）やサービスの受益者（その場所にいた、楽しませてもらった、勉強させてもらった、運動させてもらって元気になったなどのサービスを受ける側に当たる方）のご自身の不注意によるケガは、ご自身で負担いただくものです。

この制度は、**事故が発生した時の活動内容、発生状況で判定されます**ので、市民活動団体、ボランティア団体、区・自治会、地域づくり組織の活動であれば全て補償されるものではありません。

3. 補償の内容

■賠償責任補償■

指導者等が公益活動中に、不測の事故により活動に携わった方または第三者の生命、財産、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に適用されます。

賠償の種類	賠償の内容	支払限度額
対人賠償	他人の身体に損害を与えたとき	1 名につき 5,000 万円 1 事故につき 5 億円 生産物賠償については保険期間中の限度額 5 億円
対物賠償	他人の財物に損害を与えたとき	1 事故につき 1,000 万円 生産物賠償については保険期間中の限度額 1,000 万円
保管者賠償	他人からの預かり物や管理物に損害を与えたとき	1 事故につき 500 万円 保険期間中の限度額 500 万円

※免責金額（自己負担額）はありません。

※保険期間中の限度額により、お支払いできない場合があります。

★次のような場合は対象となりません。

- ・公益活動者の故意、または重大な過失による事故
 - ・交通事故などの車両事故
 - ・親族に対しての事故
- など

■傷害補償■

公益活動に携わった方が、活動中に急激かつ偶然な外来の事故を直接の原因として、ケガや死亡された場合に適用されます。（熱中症、細菌性食中毒などを含む。）

※通常の往復経路での事故も含みます。

補償金の種類	支払限度額	支給事由
死亡補償	200 万円	事故の発生日を含めて 180 日以内に死亡した場合
後遺障害補償	後遺障害の程度に応じ、 6～200 万円	事故の発生日を含めて 180 日以内に後遺障害を生じた場合
入院補償	1 日 2,500 円	入院した場合（事故の日を含め 180 日以内に限ります。）
通院補償	1 日 1,500 円	通院した場合（事故の日を含め 180 日以内に限り、通院日数は 90 日が限度となります。）

※入院補償、通院補償は、医師による治療を受けた場合に、その日数に応じて支払われます。

※入院補償が支払われる場合に、その治療のために手術を受けたときは、入院補償の日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10・20・40 倍）を乗じた額が支払われます。

★次のような場合は対象となりません。

- ・公益活動者の故意、または重大な過失による事故
 - ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故
- など

4. 補償の対象となる事故、対象とならない事故の例

(1) 補償の対象となる事例

<賠償責任補償>

- ①草刈り作業中の飛び石による車両ガラス破損
- ②夏まつりの太鼓練習中、バチが当たり集会所のガラス戸にひびが入った
- ③市民センターまつりのとき、レンタルしていた綿菓子機が強風で落下し破損

<傷害補償>

- ①清掃活動中、ハチに刺される
- ②草刈り活動終了後、熱中症で突然倒れる
- ③夏まつりの準備中、地域役員がテントを組み立てていたときに頭部裂傷
- ④地区運動会のリレーで走っているときに転倒しアキレス腱断裂
- ⑤地域で行われた防災避難訓練後、自宅への帰路で転倒し骨折
(公益的な活動に参加した場合は、通常の往復経路で起こった事故は対象になります。)
- ⑥市民センターの一斉清掃を行っていたサークル代表者が転倒し骨折
- ⑦市民センターまつりの舞台発表後、階段を踏み外して捻挫

(2) 補償の対象とならない活動の主な事例

- ①親睦が目的のレクリエーション活動(例:クリスマス会、グラウンドゴルフ大会)
- ②趣味的活動や自分の技術を高めるための活動
- ③スポーツ活動(ただし、地区運動会の競技参加者は対象となります。)
- ④互助的な活動(例:市営住宅・集合住宅敷地内の清掃、PTA活動)
- ⑤学校管理下での活動

上記活動の参加者は制度の対象となりません。

●必要に応じて、活動に対する一日行事保険等に参加していただくなど対応をお願いします。

★大切なことは事故の防止です。

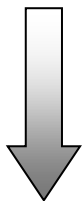
一番望ましいのは事故が起こらないことです。全ての活動において事故を未然に防ぐために、計画に無理がないか、危険性がないかを確認していただくとともに、用具の点検や準備運動を行うなど、安全管理に十分努めていただくようお願いします。

特に、草刈り作業前には作業場所周辺に停めてある車の移動を徹底するなど、注意してください。

5. 事故が起きた際の手続

事故が起きたら・・・

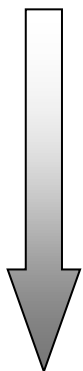
1. 事故が発生したときは、速やかに協働のまちづくり推進室にご連絡ください。事故報告書用紙をお渡しします。（ホームページにも掲載しています。）



報告する内容

- ①いつ（日時）②どこで（場所）③だれが（加害者）④だれを（被害者）
- ⑤どうして（事故状況）⑥どうなったか（被害状況）

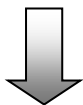
2. 事故報告書用紙に必要事項を記入し、下記の添付資料を添え、事故発生から 15 日以内に協働のまちづくり推進室にご提出ください。



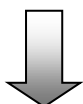
添付資料

- ① 団体の概要が把握できる資料（会則、規約など）
- ② 団体の年間行事計画表（総会資料でも結構です）
- ③ 当日の活動が把握できる資料（お知らせ、通知文など）
- ④ 当日の活動者名簿（お名前だけのものでも結構です）
- ⑤ 活動場所への往復途中の事故の場合は、事故現場の見取り図
- ⑥ 賠償責任補償（物損補償）の場合は、損害の程度を証明する写真 など

3. 市から保険会社に事故報告の手続きを行います。その後、事故が制度の対象となるか否かを調査し、判定結果を通知します。



4. 制度の対象となった場合、補償を請求される方は、補償金請求書を地域経営室にご提出ください。提出時期は、傷害補償は全ての治療が終了した時点、賠償責任補償は事故が円満に解決した時点となります。



5. 市から保険会社に保険金請求を行います。保険会社は保険金請求書を受理し、補償を請求された方が指定する金融機関の口座に補償金を振り込みます。